遊漁船業者の登録後の手続き等について

- 1 営業開始までの流れ
 - ・ 受理した申請書の内容の審査を経て、二週間を目処に登録通知書を郵送します。
 - ・ 営業開始までに、<u>遊漁船業者登録票(様式第8号)を作成し、遊漁船に掲示</u>するとと もに自社ホームページ等に掲載してください。
 - ・ 営業開始までに、○釣りマーク(様式第9号)を作成し、遊漁船に掲示してください。
- 2 登録後の遊漁船業者の義務について
 - ・ 登録の更新(法第3条第2項) <u>5年ごとに、登録の更新が必要です。</u>
 - ・ 登録事項変更の届出(法第7条)**毎年保険の更新後、変更届が必要です。**
 - ・ 業務規程変更の届出(法第8条)事前の届出が必要です。
 - ・ 廃業等の届出(法第10条)
 - ・ 業務主任者の選任(法第12条)
 - 気象情報の収集等(法第14条)

利用者の安全の確保のため、気象・海象情報を収集し、安全確保が困難であると認める時は、遊漁船を出航させてはいけません。

利用者名簿の備え(法第15条)

営業所ごとに、利用者名簿を備え置くことが義務付けられています。

保存義務:1週間(施行規則第16条第1項)

記載事項:氏名、住所、性別、年令、遊漁船の利用の開始年月日及び終了予定の

年月日、案内する漁場の位置、緊急時における連絡先

(施行規則第16条第2項)

・ 採捕規制の周知義務(法第16条)

案内する漁場の水産動植物の採捕に関する規制を、遊漁船に掲示または、書面で配布することにより、利用客に周知しなければなりません。(施行規則第17条)

標識の掲示(法第17条)

登録後、定められた様式(施行規則第18条)の標識を作成し、営業所・遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。遊漁船には、定められた様式(施行規則第18条)で登録番号も記載しないといけません。

名義利用等の禁止(法第 18 条)

遊漁船業者は、他人に対し、その名義を遊漁船業のために利用することを許諾してはいけません。また、自己の事業に使用する船舶、営業所等を他人に貸渡し、他人にその名において経営させてはなりません。

事故の報告(法第19条)

遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、都道府県知事に届け出なければならない。

報告事項:1.事故の種類、

- 2.原因、
- 3.事故を引き起こした遊漁船の名称、
- 4.乗船していた船長及び遊漁船業務主任者の氏名、
- 5.事故を引き起こした年月日時及び場所、
- 6.事故を引き起こしたときの気象及び海象の状況、

7.死亡者、行方不明者及び、負傷者の数並びに負傷者の負傷の程度並びに損傷した物及びその損傷の程度、

- 8.死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考となる事項、
- 9.当該事故について講じた措置 (施行規則 22 条)
- ・ 利用者の安全及び利益に関する情報の公表(法第23条)

遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護に関する情報をインターネットにより公表しなければなりません。(ただし、常時使用する従業者が1人以下か自社 HPを持たない場合は事業所への掲示が可能です。)

公表情報:

利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置

利用者生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えて取るべき措置

(施行規則24条)

3 変更届が必要な事項と必要書類について

- ・ 登録簿の記載事項に変更があった場合には、施行規則第11条で規定する別記様式第5号により、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届出をしなければなりません。
- ・ **業務規程**に変更がある場合は、施行規則第12条で規定する別記様式第6号により、**あらかじめ**、その旨を都道府県知事に届出をしなければなりません。

変更事項	必要書類	
住所、氏名(法人の	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
場合代表者) の変更	・現住所の分かる本人確認書類の写し(小型船舶操縦免許証の写し可)	
	・ (法人の場合は登記事項証明書)	
営業所の名称およ	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
び所在地	・(商業登記の変更を要する場合は、登記事項証明書)	
遊漁船の名称の変	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)(係留場所の変更時	
更、追加、係留場所	は不要)	
の変更	・船舶検査証書の写し(係留場所の変更時は不要)	
	・保険証券や保険申込書の写し(係留場所の変更時は不要)	
	業務規程変更届(様式第六号)	
	・業務規程の別表1、別表2、別表3、別表4、別表12	
	(係留場所の変更時は別表3のみ)	
法人の場合、その役	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
員の変更	・登記事項証明書	
	・新たな役員の現住所の分かる本人確認書類の写し	
	・役員が法第6条の拒否要件に該当しない誓約書(様式第二号)	
未成年者の場合、そ	·遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
の法定代理人の氏	・新たな代理人の現住所の分かる本人確認書類の写し	
名及び住所の変更	・代理人が法第6条の拒否要件に該当しない誓約書(様式第二号)	
遊漁船業務主任者	·遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
の追加	・新たな遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面	
	(様式第三号)	
	・選任した遊漁船業務主任者が施行規則第14条第2項各号に該当しない	
	誓約書(様式第三号の二)	
	・新たな遊漁船業務主任者の小型船舶操縦免許証の写し	
	・新たな遊漁船業務主任者の遊漁船業務主任者講習会修了証の写し	
	業務規定変更届(様式第六号)	
	・業務規定の別表1と別表9	
損害賠償保険契約	・遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)	
の更新	・保険証券や保険申込書の写し	
(※毎年必要)	・船舶検査証書の写し	
	業務規定変更届(様式第六号)	
	・業務規定の別表12	

変更事項	必要書類	
船舶免許、船舶検査	・船舶免許証、船舶検査証書、遊漁船業務主任者の遊漁船業務主任者	
証書、遊漁船業務主	講習会の修了証の写し	
任者講習会受講修	業務規定変更届(様式第六号)	
了証明書の更新	・業務規定の別表1	
その他の業務規程	業務規程変更届(様式第六号)	
の変更	・変更部分の写し	

4 廃業の届出

・ 下記事項に該当するようになった場合には、施行規則第13条で規定する別記様式第7 号により、30日以内にその旨を都道府県知事に届出をしなければなりません。

廃業に該当する事由	届出しなければならない者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由によ	その清算人
り解散した場合	
遊漁船業を廃止した場合	遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表
	する役員

5 変更届等の提出先、お問い合わせ先

メールアドレス: g f 0 0 0 0 1 @ p r e f. s h i g a. l g. j p

郵 送 の 場 合:〒520-8577滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県農政水産部水産課遊漁船業担当 TEL: 077-528-3871 FAX: 077-528-4885

6 その他

・ 遊漁船業の適正化に関する法律に関する情報は、水産庁のホームページ (http://www.j fa.maff.go.jp/) 中の「遊漁の部屋」で見ることができます。

